

福岡コンベンションセンターの新型コロナウイルス感染症に関する対応について

1 施設の利用制限、利用料金の返金について

(1) 施設の利用制限

国又は県から示された催物の開催制限に基づき、人数上限を以下の通り設定している。

<大声での歓声、声援等が想定されない場合>（会議、講演会、展示会等）

収容人数の100%と5,000人の少ない方

<大声での歓声、声援等が想定される場合>（ロックコンサート、スポーツイベント等）

収容人数の50%と5,000人の少ない方

(2) 利用料金の返金

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、施設利用の取り止め・延期を行った場合に納付済の施設利用料金の返金を行っている。

2 福岡コンベンションセンターの取組みについて

- 施設入口にサーマルカメラを設置し、入館時の検温を実施
- 施設入口を限定し、アルコール消毒液の設置
- 利用者にホームページや施設内の掲示で感染予防等対策の呼びかけ（手洗い、咳エチケット、検温、マスク着用等の感染予防の徹底）
- 福岡コンベンションセンターの職員及び施設管理を行う委託業者についても、感染予防等対策を実施（手洗い、咳エチケット、毎朝の検温、マスク着用等の感染予防の徹底）
- 催事の主催者に最大収容人員数の遵守、人と人との間隔の確保、マスク着用の義務付け、発熱や体調不良のある場合の入場制限を依頼
- 催事種別ごと（会議・展示会・コンサート）のガイドラインを作成し、催事種別ごとに感染症対策の指示・指導を実施
- 催事後、施設の手すり、ドアノブ、エスカレーター、エレベーター等の不特定多数の者が触る部分について適宜消毒を実施
- 福岡国際会議場の換気量増加に伴う空調設備強化